

## 告 示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北上尾ショッピングモール

埼玉県上尾市緑丘三 十九 一外

### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 四五九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五三一平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社マミーマート 午前九時から翌午前〇時

その他 午前十時から午後八時

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 午前九時から翌午前四時三十分

株式会社マミーマート 午前九時から翌午前〇時

その他 午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時から翌午前五時

（変更後）午前八時三十分から翌午前五時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）A棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後八時三十分

A棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後八時三十分

B棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後九時五十分

B棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後九時五十分

（変更後）A棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後八時三十分

A棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後八時三十分

A 棟荷さばき施設ナンバー三 午前六時から午後十時

B 棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後九時五十分

B 棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後九時五十分

八 変更年月日

平成二十六年四月一日

二 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課